

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成28年12月2日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第3	議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5	議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第6	議案第84号 岩出市税条例の一部改正について
日程第7	議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8	議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第11	議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
日程第12	議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
日程第13	議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第97号 市道路線の認定について
日程第20	議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について
日程第21	議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について
日程第22	議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について
日程第23	議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

開議

(9 時 30 分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第80号から議案第101号までの議案22件につきましては、質疑、常任委員会の付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について岩出市一般会計歳入歳出決算認定について～

日程第23 議案101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○井神議長 日程第2 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第23 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

日本共産党の増田でございます。質疑通告に基づきまして、質疑をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

まず、議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正について、この点で3点質疑をさせていただきたいと思います。

この議案第81号では、提案理由の中において「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく岩出市地域公共交通協議会を発足し」と、こう書かれています。しかし、ことしの平成28年度の予算書において、地域公共交通協議会というものに対する補助金というものも計上されてきています。この予算書に計上されている協議会との関係はどうかという点と、そもそもこの予算書に計上されている協議会とはどういった活動組織というものなのかという点、これをまず1点目にお聞きしたいと思います。

それと、2点目に、9月の議会で要綱とか要領、これに位置づけされていたこれまでの審議会などが条例化という形でされてきています。提案理由の中に、今、法律に基づくという言葉も載っていますので、この点については、地域公共交通協議会、この協議会の条例化という点は、どう市としては捉えているのかという点を2点目にお聞きしたいと思います。

それと、3点目に、今後つくられるというこの協議会のメンバーというのは、どのような方を考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

提案のときに若干説明があったんですが、協議会の委員としては15名を予定していると。副市長も入っているというようなことなんかも説明があったんですが、いずれにしても、この協議会のメンバーというのはどういような方を考えているのかという点、この3点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、岩出市地域公共交通協議会、これはどういった活動組織なのかにつきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、岩出市巡回バスを初めとする高齢者等の交通弱者の日常生活における公共交通による移動手段の確保、維持を目的として、地域公共交通確保維持改善計画の策定やダイヤ改正などの検討を行う協議会となっております。

2点目の条例化につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく法定協議会であることから、条例で定める必要はございません。

3点目の協議会の構成員につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条で、関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、関係する港湾委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者、その他の当該地方公共団体が必

要と認めるもの等と規定されておりますので、そういうもので構成になってございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点というか、確認をちょっとしたんですが、今の説明では、もう既に地域公共交通協議会というものがつくられているというようなふうに、私ちょっと捉えてしまったんですが、現実には、この提案理由の説明の中では、発足しという書き方されてるんですね。ということは、今までなかったやつをこれからつくっていくということになると思うんですが、この辺のところはどう、今後新たにそういう協議会をつくるのか、この点をちょっと1点お伺いしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

この本協議会につきましては、平成20年8月に発足してございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 そうだとすれば、この協議会と、今回、現行で生活公共バス検討委員会という、こういう組織が同じようなことをされている形の協議会と委員会があったということになるのかなと思うんですが、その辺のことは、これまで市としては、こういう協議会があったという点と、公共交通検討バス委員会とはどういう組織的な考え方とか、組織運営ですね、そういう形は区分けというんですか、中身で違いとかという、そういうようなものがあったんでしょうか。その辺だけちょっと再度お聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

協議会と生活公共バス検討委員会、これは重なったものではないかというご質問かと捉えてございます。

これにつきましては、内容としましては、どちらもバス、公共交通の維持確保ということで、検討する協議会または委員会となつてございますけども、生活公共バス検討委員会につきましては、この協議会ができた時点で、活動としては、そこで

もう行ってごさいませんので、両方同じような内容の検討会ということで、交通協議会のほうで、そういう交通の維持確保という検討を行っている団体となってごさいます。

以上です。

○井神議長　続きまして、議案第86号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　議案第86号の質疑を行います。

提案理由では、旧来からの地元区管理の不動産という部分を本来の所有者というところに譲渡する場合なんかを明確にするという、そういう形での条例提案というふうになっています。その中で、今、実際、墓地とか池、その下、土地改良区というような文言も出ているんですが、この辺のところの中で、池、墓地、土地改良区という、この点で、もともとの所有者本来の所有者というのは、この池、墓地、土地改良区でどれぐらいあるのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、今後、本来の所有者という部分の不動産については、この条例が制定された後、市としては、管理運営というんですか、管理運営上では、どのように表記をしていくというふうに考えておられるのかという点です。

それと、本来の所有者という方と市当局との間で所有権という面において、実際に認識というんですか、その一面というのは、全ての点において確認がとれているのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、この条例後に、本来の所有権を持っている方と、改めて、覚書というんですか、今の時点で市との認識というのは、こういう形になっていますよというような覚書というようなものなんかは交わす予定になっているのか、それとも、これまでどおりの対応でとっていくのかという、今後の対応面ですね、その点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長　答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長　増田議員の質疑にお答えします。

まず1点目についてですが、平成28年1月1日現在で、該当するものは、池が7筆、墓地が45筆ございます。土地改良区に関しては該当いたしません。

2点目についてですが、管理上の表記につきましては、従来より地元管理の土地でございますから、今までどおりの取り扱いとなります。

3点目についてですが、所有権の認識について確認はとれてございます。

4点目についてですが、その考えはございません。

以上です。

○井神議長 再質疑ありますか。

増田浩二議員。

○増田議員 済みません。3点目のところで、最後の言葉がちょっとわかりにくかったんです。確認そのもの自身については、きちんととれているということでいいのかどうか、もう1回ちょっと。私自身、若干最後の言葉わかりにくかったんで、申しわけないですが。

○井神議長 もう1度、答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 3点目についてでございますが、所有権の認識について、確認はとれています。

○井神議長 再質疑ないですか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第89号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第89号の点については、農業委員会関係の部分なんですけど、この点については10点ほどお聞きをしたいと思います。かなりあるので、よろしくお聞きしたいと思います。

今回、この条例改正が出てくるという部分については、農業委員会等に関する法律、こういう改正があったという形から出されてきたものだと思います。しかし、平成27年9月4日公布で、ことしの平成28年4月1日にこの法律は施行されてきています。今回、法律そのもの自身が施行されているにもかかわらず、岩出市としては12月議会に上程がされてきていますが、今回、12月議会に上程となった理由というのはなぜなのかという点をまず1点目にお聞きしたいと思います。

それと、2点目は、今回の国の法改正によって、実質的には3名の定数減というような形に、農業委員会としてはなると思います。これまでは選挙区のほうで16名と。議会から4名と学識経験が3名というような形でされてきたのが、実際には、今後は農業委員さんについては14名と。それと、農地利用最適化推進委員さんが6名、合計20名という形になるわけです。この点からデメリット面としては、どういった側面が出ると捉えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、実際に、今度、農業委員と農地利用最適化推進委員、2つの業務に分か

れるわけなんです、それぞれの役割というのはどういうものになって、どういう違いがあるのか、この点もお聞きしたいと思います。

また、4点目としては、おの各委員さんの選考、この点についてはどのように考えているのかという点と、積極的に女性委員の選出ということなんかも考えておられるのかどうか、この点もお聞きしたいと思います。

また、5点目として、公募という部分なんかも、他の市なんかでは採用されて行われてきているんですが、岩出市においては、公募という、こういう対応面についてはどうなのという点をお聞きしたいと思います。

6点目には、実際には議決権、農業委員会で議決をしていくときに、農地利用最適化推進委員さんについては、農業委員会の中で意見を述べることはできるとされているわけなんです、表決、採決について、議決に加われるのかどうかと。実際には14名の農業委員の方で議決を行うようになるのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

そして、農地利用最適化推進委員さん、この方については、会長とか職務代理者、この部分については、農地利用最適化推進委員さんという方については、どのような対応となるのかという点もお聞きします。

それと、8番目には、これまで地域割というんですか、区域割というものが行われる中で、農業委員会というのが構成されてきました。3名の定数削減という形がされる関係では、今後どのような体制をとっていくのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

それと、報酬額については、農地利用最適化推進委員さんを新たに1万6,000円ですか、この額を書かれているんですが、この設定の根拠という、この額の決定ですね、これについてはどのように市としては考えて、この額にされたのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

それと、最後に、今回の国の法律改正、この最大の特徴面というのは、実際には法人の参入というのをしやすくするという国の施策ですね、そういう部分が大きくかかわってくるわけなんです、この点においては、岩出の農業委員会のこれまでのいろんな取り組みとか考え方、施策面、こういう点で新たに変わったこの法律のもとで、将来の方向性の点という点ではどのように考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業事務局長 増田議員の質疑についてお答えいたします。

1点目につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数の協議が整いましたので、12月議案に上程いたします。

2点目につきましては、法改正の定数基準で決められた人数で実施いたします。

3点目につきましては、農業委員は、主に許認可の審議をいたします。農地利用最適化推進委員は、地域の農業者との話し合い、農業の担い手の育成、農地利用集積や耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進、農地利用の効率化・高度化の取り組みをいたします。

4点目につきましては、各委員の選考は、候補者、評価委員会にて選考いたします。

5点目につきましては、当市も公募いたします。

6点目につきましては、議長を除く13名の農業委員による多数決で議決いたします。

7点目につきましては、会長、職務代理者は、農業委員から選出いたします。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱します。

8点目につきましては、農業委員は地区割ではなく、公募した者から選出いたします。今後は、農業委員会等に関する法律に伴い、公募のメリットを生かし、さまざまな意見を聞くための組織づくりをいたします。

9点目につきましては、当市特別職の職員で非常勤の報酬を基準とし、従来どおりにしています。

10点目につきましては、これまでの農業施策では、農業従事者が高齢、後継者不足になり農業が衰退するため、農水省では安定した食糧の供給を図るため農地法を改正し、農地法人が参入できることとなり、本市でも農業の活性が期待できるものと考えております。

済みません。質疑の4点目につきましては、女性委員も対象と考えております。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありますか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお伺いするんですか、実際には、これまで23名で農業委員会を支えている。組織がされていた中で、実質的には3名の減という形になるわけですね。そんな中で、2点目に、デメリット面として、どんな側面が出るであろうというようなこともお聞きしたんですが、残念ながら、ちょっとお答えが、20名で対応していくというようなことしか言われなかった、デメリット面という点については、

市としては余りとられていないというんか、デメリット面というのが全く出ないというふうに捉えておられるのか、その辺のところに対応が答えがなかったと思うんで、デメリット面という点では、再度どのような点が出ると考えているのか、改めてちょっとお伺いしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業事務局長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、決められた人数で実施しなければならないため、デメリット面云々を考える余地がないものと思っています。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 区割の面なんです。今までは各地域ごとに一定の割合というんですか、そういう形で区割というものなんかがされてきたんですが、こういう点では、人数が減ることによって、各農業委員さん、また農地利用最適化推進委員さんそのもの自身の受け持ち面積というものなんかも微妙に変わってくる部分があるんじゃないかなとは考えるんですが、この区割との関係の部分では、実際には、今のところ、市として、こういうことでやっていくというのが、今の時点では、まだ何も決まっていないということではないでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業事務局長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

農地利用最適化推進委員の地区割については、おおむね100ヘクタールに1人という割合で、6地区と考えております。

以上です。

○井神議長 続きまして、議案第99号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第99号のさぎのせ関係の部分については、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、これまでさぎのせ公園なんかも管理はされてきているという部分の中で、公園管理における選定基準、そういう部分の点で、その点で採点、決めていく中における採点面ではどのような点を市の基準として、今の時点で市としてされて

きているのかという点と、今回、2件の申請があったということなんですが、今回のこのはまゆうさんですね、その方に決まった大きな理由という点、この点だけ伺いしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目についてですが、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条において、「次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適当と認められるもののうちから指定管理者の候補者を選定し」とされており、その内容は、
（１）利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
（２）公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。（３）公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（４）公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであること。であり、この4点に基づき審査、選定いたします。

次に、2点目でございますが、岩出市シルバー人材センター、はまゆう和歌山から応募があり、当該施設を管理してきた実績、類似施設の指定管理者としての実務経験を有していること、活動目的などが評価され、はまゆう和歌山が選定されました。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

（なし）

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第80号から議案第101号までの議案22件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第101号までの議案22件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は12月13日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は12月13日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時00分)